

# 青森県防災会議原子力部会議事録

平成25年1月24日（木）

青森県環境生活部原子力安全対策課

## 青森県防災会議原子力部会

平成25年1月24日(木)

10:00～10:55

災害対策本部室

### 出席者

#### 【青森県防災会議原子力部会委員・専門委員】

渡部委員、高尾委員、今村防衛幹部（陸上自衛隊第9師団田口委員代理）、今井警備第二課長（青森県警察本部山本委員代理）、小笠原委員、林委員（部会長）、三浦委員、常泉次長（エネルギー総合対策局八戸委員代理）、庄子委員、吉田防災調整監（むつ市宮下委員代理）、戸田副村長（六ヶ所村古川委員代理）、林副村長（東通村越善委員代理）、中谷委員、野坂委員、板橋警防課長補佐（北部上北広域事務組合消防本部熊谷委員代理）、山本委員、浅利委員、荒谷委員、片桐委員、雑賀委員、床次委員、久松委員、宮木委員

#### 【事務局】

関環境生活部次長、石井原子力安全対策課長、庄司原子力安全対策課長代理ほか

### 議題

- (1) 青森県地域防災計画（原子力編）修正案について
- (2) その他

### 配付資料

- |      |                            |
|------|----------------------------|
| 番号なし | 会議次第、委員・専門委員名簿、出席者名簿、席図、要綱 |
| 資料1  | 原子力災害対策指針等の地域防災計画への反映状況    |
| 資料2  | 青森県地域防災計画（原子力編）修正の概要       |
| 資料3  | 青森県地域防災計画（原子力編）修正案         |
| 資料4  | 青森県地域防災計画（原子力編）対比表         |

## 【司会】

定刻となりましたので、ただ今より青森県防災会議原子力部会を開会致します。開会にあたりまして当原子力部会の部会長であります林環境生活部長から挨拶申し上げます。それではお願い致します。

## 【林環境生活部長】

県の環境生活部長の林と申します。一言、ご挨拶をさせていただきます。まずもって本日委員の皆様には大変お忙しい中この会議にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。そしてまた、日頃から防災対策をはじめと致しまして、県政の推進につきましてご協力、ご尽力をいただいていること、心から感謝申し上げる次第でございます。

今日のこの原子力防災会議原子力部会でございますが、議題としてご案内申し上げておりますように、青森県地域防災計画原子力編の修正についてご協議をお願いするものでございます。この青森県地域防災計画原子力編でございますが、昭和47年の作成以来、これまで原子燃料サイクル施設への対応、あるいは東海村のウラン加工施設臨界事故後に制定されました原子力災害対策特別措置法への対応などの修正を行いまして現在に至っているものでございます。

今回の修正につきましては、一昨年に発生致しました東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえまして、国において改定、あるいは策定されました防災基本計画及び原子力災害対策指針に対応いたしますとともに、本県の地域防災計画の今後の見直しの方向性についてとりまとめていただきました青森県原子力防災対策検討委員会の提言も反映した内容となっているところでございます。県と致しましては、防災体制の整備に万全を期していくため、本年3月までに修正することとしているところでございます。委員の皆様には、この修正案に対する忌憚のないご意見、ご助言をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。

## 【司会】

続きまして配付資料の確認をさせていただきます。資料上のほうから会議次第、委員・専門委員の名簿、それから本日の出席者名簿、席図、それから当部会の要綱、それから資料番号1をふっております原子力災害対策指針等の地域防災計画への反映状況、それからA4横判で資料番号2の青森県地域防災計画原子力編修正の概要、資料番号3の青森県地域防災計画原子力編修正提案、それから資料番号4の対比表となっております。以上でございます。資料に不足等はございませんでしょうか。

事務局からお願いですけれども、発言の際には卓上マイクの使用をお願い致します。

それでは議事に入らせていただきます。原子力部会設置要綱第4条の規定により部会長が議長となることとなっておりますので、議事の進行を林部会長にお願い致します。

## 【議長】

それでは議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。会議次第に従いまして進めさせていただきます。まず議題1の青森県地域防災計画原子力編の修正の案について事務局から説明をお願い致します。

## 【事務局】

おはようございます。原子力安全対策課の課長代理の庄司でございます。資料1と資料2、資料3を用いまして、私のほうからご説明申し上げます。

まず資料1を用いまして、今回の地域防災計画の修正に反映すべき事項には何があるのか、それをいつ反映するのか、今回修正するのか、今後修正するのかといったことを簡単に資料1を用いてご説明申し上げます後に、資料2と資料3を用いまして今回の修正内容の概要

についてご説明致したいと思えます。

資料1をお願い致します。資料1は1枚目のページが原子力災害対策指針にどのようなものが書かれているかというのを左側のほうに、原子力災害対策指針の目次のようなものを並べてございます。その右側のほうに地域防災計画への反映状況という形で分けておりまして、4つの分類をしております。1つは今日お示しした修正案に盛り込みましたというもの、それと今回3月までに修正することにしておりますが、今日お配りした案には盛り込まれておりませんが、3月までの修正に盛り込みたいと、つまり次回の会議には修正案に盛り込んだ形でお示ししたいと考えているもの、あと国のほうで今後検討するという形になっておりますので、今回3月までの修正には間に合わない、来年度以降修正していこうという項目、もう1つは指針の中には記載していますが、具体的に我々の地域防災計画に取り込む必要はないのではないのかという4つの区分に分けてございます。それで宿題といえますか、今後今日の修正案に盛り込まれたものは後ほど概要をご説明致しますので、今後入れようと思っているところを拾っていく形で簡単にご説明したいと思えますが、災害対策指針のほうの項目の第2のところの(2)、(6)、(7)、これは今国のほうで原子力規制庁のほうで検討しておりますので、3月までの修正に盛り込みたいと、次回の会議には修正案に入れた形でお示ししたいと考えてございますのがここでいう(2)緊急事態における防護措置実施の基本的考え方、これは国のEALとかOILの検討状況を見て反映させたいと考えてございます。あと(6)緊急時モニタリングの体制整備、(7)の被ばく医療体制の整備、これも今国のほうで検討しておりますので、その結果を反映させたいと考えてございます。あと(10)の諸設備の整備というのは、これは今後国が検討するということになっておりますので、次年度以降に修正に反映させたいと考えてございます。

第3の緊急事態応急対策に関しては、(2)、(3)、(5)を3月までの修正に盛り込みたいと考えてございます。(2)は異常事態の把握及び緊急事態の応急対策、これもEAL、OILの検討状況を見ながら反映させたいと、(3)は緊急時モニタリングの実施、(5)防護措置、これもEAL、OILの検討状況を見ながら反映したいと考えてございます。

第4のところの原子力災害中長期対策のところでは、(6)緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行の考え方、これについては今後国のほうで検討することになってございますので、次年度以降の修正に反映させたいと考えてございます。

第6のところ、これは指針の中で、規制委員会のほうで今後検討しますという形になっているものを(1)から(6)まで並べてございます。右のほうを見るとちょっと複雑になっておりますが、3月までの修正に盛り込もうと考えておりますのは、ここでいうところの(1)原子力災害事前対策のあり方のEAL、OILに関する部分、(2)の緊急時モニタリングのあり方のモニタリング計画の作成に関する部分、あと(4)緊急時被ばく医療のあり方、これらについては3月の修正に盛り込みたいと考えてございます。次年度になるだろうというのが(1)PPAの導入と原子炉以外の施設の災害対策重点区域の検討とか、こういったものを次年度以降に反映させたい、(2)ではSPEEDIの活用、(3)ではオフサイトセンターのあり方、(6)地域住民と情報共有のあり方、これらについては次年度以降修正に反映させたいと考えてございます。

次のページ、こちらのほうは昨年度県が23年度に原子力防災対策上の課題や今後の見直しの方向性等について検討していただきました原子力防災対策検討委員会のとりまとめの内容をどのように反映していくかというものになります。左のほうにずっと大きく9つ、それぞれ細かなものをカッコ書きして、その時点での提言があった内容を記載してございます。この中で、今回反映されていなくて、今後盛り込みたいというふうに考えてございますのが、

4番のモニタリングについて、これは国の今の検討状況を待って3月までに盛り込みたいと考えてございます。

あと6番の広域避難・避難計画につきましては、(9)のEAL、OILに応じた計画の策定、これも3月の修正に盛り込みたいと考えてございます。

あとは9番のその他のところの緊急時被ばく医療安定ヨウ素剤の服用他、これについても3月までの修正に盛り込みたいということで考えてございます。以上、今回盛り込んだもの、今後盛り込むものについて簡単にご説明致しました。

続いて資料2と資料3を用いまして、今回の修正の概要についてご説明申し上げたいと思います。資料2、まず1ページ目、これは先ほどお話ししたこととダブリますが、概要の中で今回の修正というのは、平成23年度に発生しました東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故を契機とした国の原子力防災に関する体制の抜本的な見直しによる原子力災害対策特別措置法防災基本計画の改訂、あとは原子力災害対策指針の策定、昨年度県が設置しました原子力防災対策検討委員会で検討した内容、これらを踏まえて必要な修正を行うものでございます。

下に茶色の帯がかかった箱が3つありますが、右上のところ、先ほどのくり返しになりますが、3月までの修正に盛り込むもの、今回の案には入っておりません。1つ目の○は防護対策を講じる際の判断基準となりますEAL緊急時活動レベル、OIL運用上の介入レベルの設定に関するもの、2つ目の○が安定ヨウ素剤投与基準等の緊急時被ばく医療のあり方に関する部分、3つ目が緊急時モニタリングのあり方に関する部分、これについては国における検討状況によりますが、現時点では次回盛り込みたいというふうなことで計画してございます。

下の部分は来年度以降の修正となるもの、○が2つありまして、1つ目は原子炉施設以外の再処理施設等の原子力施設に関する原子力災害対策重点区域、2つ目が緊急時迅速放射能影響予測システム(SPEEDIネットワークシステム)の活用方策、これらについては来年度以降修正したいというふうなことで考えております。

左の上のところの帯の茶色の帯の箱、今回のお示しした修正案に盛り込んであるもの、○が大きく6つございます。原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の拡大、広域避難への対応、原子力事故の初期段階における即応体制の確保、地震等複合災害への対応、災害の長期化への対応、災害時要援護者への対応、これらについて主な修正点となりますので、これらについて順に説明したいと思います。

次のページをお願いします。2ページ以降が修正点の主な内容なんですが、その前に防災計画の案をご覧になっていただいて、構成を簡単にご説明致します。目次が開いていただくとすぐありますが、第1章から第4章までの構成になってございまして、第1章は総則ということで第5節には計画の基礎となるべき災害の想定だとか、第6節には原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲、こういったものが書かれてございます。

第2章には原子力災害事前対策ということで、災害が起きる前に予めこういうものを準備しておきましょうというものが第2章に書かれてございます。例えば第6節であれば、情報収集、連絡体制の整備、第7節になると緊急事態応急体制の整備、予めこういったものを整備しておきましょうというようなことや、例えば15節であれば防災業務関係者の人材の育成ですとか、16節は防災訓練の実施、こういったものを予めやっておきましょうというものが第2章に書かれてございます。

第3章は緊急事態応急対策ということで、緊急事態になったらこう対応しましょうというようなものが書かれておりまして、例えば第3節では活動体制の確立、第4節では屋内退避

や避難収容等の防護活動をこうしてやるんだというものが書かれております。

第4章は原子力災害の中長期対策について記載していると、このような構成になってございます。

資料2の2ページに戻っていただきたいのですが、修正点の中の大きなものとしまして、原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の拡大というのがございます。これは第1章の第6節に記載してございますが、今回これまでのEPZという8kmから10km、原子力発電所については8kmから10kmとされていたものが、PAZ予防的防護措置を準備する区域としまして、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施するなど放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域としまして、原子力発電所から概ね半径5kmを目安とすると、UPZ、これは緊急時防護措置を準備する区域、確率的影響を最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域として原子力発電所から概ね30km、半径30kmを目安にしますというふうなことが示されてございます。これらのことから、青森県では、原子力災害対策指針に示された範囲である半径5km、30kmを基準としまして、その範囲に一部でも含まれる集落を対象としました。その結果、東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村の4市町村、これまで28区域だったものを野辺地町を今回加える形になりまして、5市町村で176地域に拡大してございます。これは計画のほうでは、資料3のほうでは、6ページ、7ページをお開きいただければ、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲ということで、左のほうから施設、区分、対象施設名ということとあとは原子力災害対策重点区域、こういった考え方でどの市町村のどの地域を設定したというものが一覧の表に整理してございます。この東通原発に係る部分が大幅に増えたというふうなことになります。

続いて資料2の3ページをお願い致します。こちらのほうは広域避難への対応、市町村の境界をまたがった、超える避難、そういったものもする必要があるのでということで記載を修正した部分でございます。原子力災害対策重点区域の拡大に伴う行政区域の枠を超えた広域避難について、避難計画の作成に当たり国及び県が中心となって市町村間の調整を図ること、居住地以外の市町村に避難した住民へ情報伝達する仕組みを整備することについて記載してございます。

第2章のほうでは、事前対策として第8節として、資料3では26ページをお開きいただきたいと思います。26ページに第8節の1として避難計画の作成という項目がございます。これは以前にも項目はあったのですが、この内容は記載を充実したものになります。以前のやつだと1. 避難計画の作成の県はという最初の2行、この部分だけがこれまでありましたが、3行目以降が今回追加されたものになります。追加されたところというのが3行目、所在市町村及び関係周辺市町村は、原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築すること、あと、なお書きになっていますが、県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るといったことが今回新たに追加されたというふうなことになります。

続いて29ページ、広域避難に関して追加されている部分は29ページになります。29ページ7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備、これが新たに追加された項目になります。県は、国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対し必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るというふうなことが新たに書かれております。これらは事前対策としてやるべきことで、応急対

策のほうになりますと、広域避難に関しては58ページに追加された記載がございます。これは第4節の屋内退避等の防護活動というところで、58ページの下に3. 広域一時滞在という項目がありますが、この3. の部分は今回新たに記載された部分になります。(1)では、被災市町村は、被災市町村の区域外への広域的な避難等が必要であると判断した場合に、県があらかじめ避難対象市町村と定めている受入先市町村との調整を行うということです。

(2)では、県は、次の行になりますが、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、広域一時滞在のための要請を被災市町村に代わって県が行うということが書かれております。

(3)国は、他の都道府県への市町村等への受入れが必要になった場合ですが、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難住民の受入能力等、広域一時滞在について助言するというふうなことが記載されております。以上が広域避難の対応ということで修正、新たに記載された部分になります。

次、資料2の4ページをお願い致します。資料2の4ページは、原子力事故の初期段階における即応体制の確保ということです。原子力事故に迅速に対応するため、原災法に定める特定事象に至る可能性のある警戒事象発生の通報があった場合に警戒体制を取ることにした。また、特定事象発生の通報があった段階から災害対策本部を設置することとしました。

右の表がございますが、警戒体制と下に災害対策本部の欄がありますが、下のところの箱の1番原子力事業者から特定事象発生の通報を受けたとき、以前はこの特定事象発生の通報があったら警戒体制をとるという形でした。下の箱の3番原災法15条に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した、そうなったら災害対策本部を立ち上げましょうという形であったのが、今回はもう一歩前の特定事象発生でもって災害対策本部を立ち上げましょうという形に変えましたということと、それ以前の警戒体制というものが、警戒事象というものが起きたら警戒体制をとりましょうという形になりました。

警戒事象というのは左のほうに書いてございますが、県は、原災法10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象、特定事象と呼んでいますが、特定事象にはまだなっていないのだけれども、それに至る可能性のある事象、そういう事象が起きたという通報を受けた場合に、警戒体制をとりましょうというふうな形に変えましたということでございます。

右の箱の警戒体制に1、2、3、4、5とありますが、これらの1、2、3、4、5、これらの内容は原子力災害対策指針の補足参考資料として原子力規制庁が12月に公表した資料からこちらのほうに記載してございます。4ページについては以上です。

次5ページ、複合災害への対応ということについてご説明致します。地震等の複合災害による通信網・電力網、こういったものが途絶したときの対応として伝送系の多ルート化、非常電源等の確保等について記載してございます。要員、資機材等の不足を想定して、関係機関と連携を図りますということが記載されております。

事前対策のほうでは、資料3では19、20ページになりますが、資料3の19ページから通信手段の確保という項目が19ページから書かれております。通信手段の確保というのは今までもあったのですが、20ページに移っていただいて、(2)②が今まで無かった項目が追加されました。災害に強い伝送路の構築ということで、県は国と連携し災害に強い伝送路を構築するため、有線・無線、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとするというふうなものが新たな記載として追加されてございます。

緊急事態応急体制の整備ということで25ページの下14. 複合災害に備えた体制の整備という項目がありますが、これも新たに追加された部分です。県は、国と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するということが書かれてございま

す。次のページに行って、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じてしまうことなども考えられるので、なかなか望ましい配分ができない可能性があることを考えて、対応計画にあらかじめ定めておく、外部からの支援を早期に要請することについても定めておくということが記載されております。

それに続く15. のところ、これも新たに追加された項目です。人材及び防災資機材の確保等に係る連携ということで、県は、複合災害の発生により、防災活動に必要な人員、防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国等々と相互の連携を図るものとするということが新たに記載されております。これらを事前対策として予めやっておきましょうということへの追加のもので、第3章の応急対策としての記載が42ページの3. というところ、これも今まで無かった項目が追加されてございます。一般回線が使用できない場合の対処ということで、前半の部分は国の部分ですが、原子力規制委員会は、県、所在市町村、関係市町村及び住民に対して、必要に応じて衛星電話、インターネット等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達します。この後は県の部分です。地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備している衛星通信回線、県の防災情報ネットワーク、統合原子力防災ネットワーク等を活用して、情報収集・連絡を行いますという記載が追加されてございます。

次の項目については資料2の6ページになりますが、こちらのほうは災害が長期化したときへの対応に関する記載の充実あるいは追加してございます。事態が長期化した場合に備え、動員体制を予め整備しておくこと、行政機関が移転した場合の業務継続性の確保を図ることについて記載してございます。また、緊急時避難完了後、国のほうが立ち上げます原子力被災者生活支援チームというものと連携するというところについて記載しております。

事前対策としましては、資料3では22ページのほうに長期化に備えた動員体制の整備、22ページ4. がありますが、これも新たに追加された項目です。県は、国、所在市町村、関係周辺市町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくということが記載されております。

第2章では33ページ、33ページの下に第13節行政機関の業務継続計画の策定、これも新たに追加された項目になります。県は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、1行飛びますが、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務の継続性の確保を図ることが記載されております。今申しましたのが事前対策としてこういうことをしておきますというものを受けて、応急対策のほうへの記載は今の内容のところは71ページのほうに記載されております。

71ページの第12節のところの下に行政機関の業務継続に係る措置ということで、県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた避難先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するということが(1)に書かれております。

(2)には、県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

(3) 県は、市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務、これは市町村がですね、必要な業務を継続するための支援を行う、この部分が追加されたものになります。



国のチームとの連携については、54ページに書かれています。これは第3章の活動体制の確立という節で、8. 原子力被災者生活支援チームとの連携というものが54ページになりますが、これも新たに追加されたものになります。原子力災害対策本部長は、これは国になりますが、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、最後の部分、被災者の生活支援のため、原子力被災者生活支援チームを設置する、国がそういうものを設置しますということが最初の5行に書かれています。2段落目は、県は、国が設置した原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するという記述、これが新たに追加してございます。災害の長期化については以上でございます。

最後になりますが資料2の7ページになります。災害時要援護者への対応、災害時要援護者に関する情報の共有に努めること、医療機関、介護保険施設等が関係機関と連携し避難計画を作成すること、県内の施設では対処できない場合に国等へ受け入れ協力要請することなどが記載されてございます。第2章の事前対策の部分では28ページになります。災害時要援護者への対応というのは、今までも記載がありましたが、充実させたという内容でございます。28ページの3. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備という項目がありますが、これはだいたいこの28ページ、だいたい1ページをさいておりますが、以前は4、5行で簡単に書かれておりました。以前は災害弱者に係る避難誘導とか、搬送体制の整備に助言するというような形で簡単に書かれていたものが、今回はかなり記載を充実させたという中身になります。

(1) 県は、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとするということで①から⑤まで〇が書いております。①は、最後の部分になりますが、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるよう助言する。②、これも最後の部分になりますが、情報伝達体制の整備を支援する。③避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。④は福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援する、こういったことが書かれています。

(1) は県がやるべきことで、(2) のほうは病院等の医療機関の管理者は、ということで始まっております。2行目のところに移りますと、必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成し、訓練の実施に努める。また、県は国の協力の下、入院患者の転院先の調整方法等について予め定めておくというふうなことが(2)に記載しております。(3) は社会福祉施設の管理者は、ということで同じように必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成し、訓練の実施に努める。また、県は、ということで、同種の社会福祉施設との災害協定を締結するよう指導に努めるとともに、広域的な福祉支援ネットワークの構築に努めるというふうなことが事前対策として記載されております。

この事前対策を受けて、応急対策をこうしようというふうにして書かれていますのが60ページになります。ここも記載を充実したというものになります。6. 災害時要援護者等への配慮、ここには書いておりませんが以前はこれも非常に簡単に書かれておりました。災害弱者の健康状態の把握に努めるとか、災害弱者に向けた情報提供とか生活環境に配慮するといったことがさらっと書かれておりましたが、今回はかなり充実させて書いております。

(1) 県は、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優

先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮する。(2)、これは病院等医療機関のやるべきことが書かれています。病院等医療機関は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、迅速かつ安全に、入院患者等を避難又は他の医療機関へ転院させる。次の段落では、また、県は、国の協力のもと、転院先となる医療機関を調整する。県内の医療機関では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するという記載になっております。(3)社会福祉施設は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、避難先の調整のための必要な支援を行うというものが記載されております。以上が今回の県の地域防災計画の修正点の主な概要になります。説明は以上です。

**【議長】**

ただ今事務局からの説明があったわけですが、ただ今の説明について何かご意見、ご質問をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。感想も含めてでもよろしいかと思えます。はい、どうぞ。

**【片桐委員】**

原子力機構の片桐と申します。防災基本計画を地域防災計画に逐条ごとに照らし合わせて反映されているというふうに理解は致しますけど、まず感想からです。実効性のあるような環境を今後どう作るかというのは、この計画ができたからもう終了ではなくて、さらに要領とかマニュアルレベルも作って行かなくてはいけないというふうに思われますので、図るものとするとか、そういう表現になっているところはより深く先々やっていっていただければなと思えます。

ご説明には無かったのですが、ちょっと気になる点がありまして申し上げますと、合同対策協議会に参加するという事になっております。合同対策協議会自体は従来の考え方ですと、現地で方針決定までしていくということで、そういう体制を組まれていて、方針決定会議というのが設置されるようになっていたんですが、新たな考え方の中では基本的には中央でそれはやっていくということで、全体会議のみが行われるというふうに私は理解しているんですが、そここのところをちょっと確認いただいて、今現地本部長が参加するという事になっておりますので、その方針決定会議自体が無いのじゃないかなというところをご確認いただければと思います。

もう1点、これは体制だけの話で、あまり本質的な話ではないのですが、指定公共機関として原子力機構が名前として入っておりますけど、実は緊急被ばく医療であるとか、炉の進展とかも含めて指定公共機関には放射線医学総合研究所も当然ありますし、原子力安全基盤機構さんも関わるということを知っておりますので、県に立地している例えば研究所等があるとか、そういう制約があるのかもしれないんですが、現実には指定公共機関、組織として活動するわけですので、実際に第三次被ばく医療機関として役割を果たす放医研等についてもこの中に明記した上で日頃の連携をとって活動するというようなことが必要ではないかなというふうに思えますので、ちょっとそこもご確認いただければと思います。以上です。

**【議長】**

ただ今3点お話いただいたわけですが、事務局からお話できることありますでしょうか。

**【事務局】**

ありがとうございました。1点目のご指摘はごもっともでして、我々も今回のこの地域防災計画ができれば実際に動けるのか、そうではなくて、これに沿って、これから容易ではな

と思うのですが、まだ先が長いと思うんですが、マニュアルであるとか要領であるとかそういうものをきちっと作って、実際にどうやって動けるかというのは、この地域防災計画に沿って、今後もまだ作業をじっくり確実に一歩ずつ進めていきたいと思っております。

2点目のオフサイトセンターにできる合同対策協議会のお話だと思うんですが、これは我々もこれからオフサイトセンターのほうがどうなるのかというのは改めて確認した上で、必要があれば今のこれを修正したいと考えております。

指定公共機関の関係ですけれども、今お話いただいた通り、現状載せているのは県内に事業所とか、そういうのがあるものを現在載せておるという形なので、このような形になっております。別な全国的な部分の記載についてはちょっと検討させていただきたいと思っております。

**【議長】**

よろしいでしょうか。現時点でのお答えということにならざるを得ないと思っておりますけれども、他にございますでしょうか。どうぞ。

**【久松委員】**

環境科学技術研究所の久松と申しますが、第1点目は、先ほど片桐委員がおっしゃったことと全く同じでございまして、これを如何に具体化していくかというところがこれから大変なところがまだまだありますので、これを県のほうにおかれましても着実に進めていただきたいというところが1点でございまして。

あと1点は、ちょっとフォローし損ねたところがありまして、資料3の33ページの第13節の行政機関の業務継続計画の策定のところで、上から3行目の庁舎の所在地がとございますが、これは県だけでございましょうか。それとも市町村全部というふうな形で読むんでございましょうか。ちょっと読み方がはっきり致しませんので、このところについてちょっとご説明をいただければと思います。

**【議長】**

1番目については先ほどもお答えした通りだと思います。2番目の33ページに関して事務局からお願い致します。

**【事務局】**

今の33ページの13節のところですが、庁舎の所在地が立ち退き等の地域に含まれた場合、ここはですね、県の庁舎もそうですし、合同庁舎ですけど、あと市町村関係のものも含んでいると考えてございます。

**【久松委員】**

このままですと多少あいまいなところが残るかなとも思いますので、市町村関係も含まれるということがわかるような形にされるのはいかがでしょうか。

**【事務局】**

わかりました。こちらのほうの第2章のところはそういった形に修正させていただきます。やることというのは、第3章のほうに先ほど言いました71ページのところに、県の庁舎の場合と市町村の場合についてもちょっと触れておるのですが、71ページの(1)、(2)は県の庁舎についてのもの、(3)は市町村の庁舎がそうなった時に県はこれこれこういう支援を行いますという書き方になっておりますが、第2章のほうにもちょっとその辺を反映させて修正させていただきたいと思っております。

**【議長】**

よろしいでしょうか。どうぞ。

**【宮木委員】**

原子力安全基盤機構の宮木でございます。先ほどのお話から避難計画あるいはマニュアル

で具体的にこれからやっていかれるということなので、言わずもがなで恐縮なのですが、2点だけコメント差し上げたいと思います。まず1点目は、避難の中で、これはみなさんご承知のように、PAZの中の避難とUPZの避難というのは、かなり同じ避難計画を作る上においても、時間的な問題もございまして、あるいは避難する過程でスクリーニングの問題もございまして、その辺個々の地域化の避難についてはきめ細かい対応が必要かなというふうに考えてございます。

あともう1点は、一時滞在者あるいはそういう福祉施設等で一時的にそういうところにおられるような、なかなか訓練とかそういうものに触れる機会のないような方、そういう方にどういうふうに情報伝達をして、ともすればそういう方が一番やっぱり時間がかかるとか、そういうことになりがちでございまして、その辺を如何に具体的に避難マニュアルあるいは情報伝達のマニュアルに組み込むかということがポイントかなと考えてございます。以上でございます。

#### 【事務局】

ありがとうございます。今回のこの防災計画そのものには反映できませんが、今のご意見を踏まえて、他県の状況とかも踏まえて、具体的なものを作る時にできるだけきめ細かい対応、実際に動く時に対応できるようなものを作りたいと考えております。ありがとうございました。

#### 【議長】

他にございますでしょうか。どうぞ。

#### 【雑賀委員】

原子力安全技術センターの雑賀と申します。よろしく申し上げます。久松委員と片桐委員の補足といいますか、その流れになるのですけれども、1つは片桐委員から先ほど出ましたBCPの話で、庁舎（の被災に対応する）という考え方が非常にクローズアップされていると思うんですが、昨年の片桐委員長がやられました検討会のほうでは、庁舎のみならず防災組織といいますか、防災の能力（やインフラ）、全く違う言い方をしますと、建物が被災したというだけではなくて、東京のほうでは検討されているのはパンデミックとかですね、そういう形で職員の方が倒れられたとか、集まれないというのも含めて（対象として）検討すべしというようなことも入っていたと思いますので、ぜひ取り込みをされたほうがいいのではないかとこのように思います。

もう1点ですね、これも片桐先生のほうの委員会にあったんですが、要援護者というのがあります。今回その辺のところを深く書き込まれたというお話なんですが、昨年の検討では、要援護者の中でも原子力災害の特徴として子どもさん、児童というよりも乳幼児のところまで掘り下げて扱っていくべきだというようなお話もあったかと思っておりますので、ちょっとフォローされたほうがよろしいのではないかと思います。以上です。

#### 【事務局】

ありがとうございます。要援護者、子どものところのフォロー、この今の地域防災計画の中でもう少し書き込んだほうがよろしいですよというご意見と承ってよろしいのでしょうか。わかりました。そこら辺のことを踏まえてちょっと事務局のほうで先ほどの職員が倒れた時の対応だとか、そういったものもひっくるめて内容をこれから検討させていただきたいと思っております。

#### 【議長】

その点は事務局のほうで検討させていただきたいと思っております。他にございますでしょうか。どうぞ。

**【中谷委員】**

野辺地町ですけれども、うちのほうは今回初めてUPZという関係で地域防災計画の原子力編、全く新しく作らなければならない状況にあります。今日ここに提示された県の防災計画、これをきちっと確立させていかないと市町村の防災計画は新しいのが作れませんよね。するとこれが3月までに作らなければならないとすれば、市町村の計画というのはいつまでということになるのでしょうか。その辺をちょっと確認したいのですが。

**【事務局】**

法令で求められておりますのは、県も市町村も同じです。3月までに。我々も今できましたというものをぼんと渡すのではなくて、途中経過で見直しをしている段階のものを関係の市町村さんのほうにも情報提供して、その辺並行して作業を進めていけるような形で両者、みなさんが共に法令の期限までに地域防災計画の修正ができるような形で作業を進めていきたいと思っております。

**【中谷委員】**

要するに、県のこの計画を作るのと市町村の計画を作るのは同時進行で行くのだということですね。

**【事務局】**

ある程度作業的にはそういった形で進めていっていただかないと間に合わないのじゃないかなということもありまして、そういった形で連携をとりながら作業を進めていただければと思っております。

**【中谷委員】**

ただ、町を預かる者として危惧するのは、正しく今日初めてここに出てきました、それからまた3月にまた見直すものが出てくる、次年度にも出てくるというふうになるわけですけど、するととりあえず3月までに作るものというのは完全なものではないということなんです。

**【事務局】**

完全なものという言い方はあれですけど、この後も見直しが続いていくもの、国のほうでもまだ反映させるべき項目というものをあげていますが、どう反映させるんだというものを今原子力規制庁のほうでも検討チームとか作って検討している段階ですので、その結果が出て、規制委員会のほうにそれがあがって、こういった形で反映させましょうというものが正式に決まらなないと我々も反映させることができないので、極力取り込めるものは取り込んでいきたいのですが、どうしても今3月までと期間を区切られた中で取り込めないものが出てくるのは、どうしても出てくると思いますので、それは次年度以降も継続してそういった作業を進めていきたいと考えております。

**【中谷委員】**

最後、お願いになるんですが、市町村が作る計画というのは国並びに県の計画に抵触しないようにという宣言もあるわけですから、ぜひとも当町としては初めての作業なものですから、ぜひ県の指導をよろしくお願いしたいと、このことをお願いしたいと思っております。以上です。

**【事務局】**

原子力安全対策課長の石井でございます。まさに野辺地さんの場合は初めてということで、悩みながらということもあるかと思っております。ご質問の通り、まだまだ国のほうが検討を進めながらできたものを取り込んでほしいという言われ方で我々も作業をしております、非常に困惑しながら作業をしているのが本音でございます。一方で、さらにそれを具体化する市

町村さんはもっと困惑されているのも十分理解しているところでございまして、県と致しましてもなるべく市町村さんのお悩みといいますか、力を貸せるところは貸しさせていただきます、より安全、安心につながるようなものにしたいと思っておりますので、そういう形で対応してまいりたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

**【議長】**

他にございますでしょうか。どうぞ。

**【野坂委員】**

横浜町ですけれども、今回の見直しで横浜町全域UPZ範囲内ということになりました。今説明を受けてピンとこないところもありますですけれども、横浜の場合は見直しという形でできます。自治体の長として一番気になるのは、やはりこれまで審議して3月までにできる安定ヨウ素剤とか、それからモニタリングの箇所が増えるのか、ステーションとかポストとか増えるのかというのが一番心配な部分も出てきています。例えばヨウ素剤は全域ですので全町民、今一部の地域だけですけれども、むつ保健所に保管してあるという形なのですけれども、先般の福島の大被害ということで浪江町の馬場町長さんが国、県の指示を得ないままヨウ素剤を配布したというような、この前聞きましたけれども、そういうふうな形になればどういうふうな自治体の町の判断も町民を守るためには必要データ等もでてくる、そういうものもこういうふうな計画表の中に出てくるのかなと、各自治体の長としてはそういうのも強く望みたい部分は出てきますので、なるべく早くそういうものを、3月まではできるんでしょうけれども、そういうふうな審議する場がいつなのか、示してもらえればいいのかと思っております。

**【事務局】**

今ご質問をいただいたヨウ素剤であるとかEAL、OILの件ですけれども、まさに今日同じ時間に規制委員会でどう指針に盛り込むかというのが議論されているというふうに理解してございます。ただ、議論を見ていると、どこまで本当に具体化されたものが示されるのかというのがまだはっきりしないところでございますし、特にヨウ素剤についてはPAZの圏内ですと各世帯に配布する旨の検討が進められているようにも理解してございます。そうした場合に非常に安易に配布という観点で難しいのではないかというご意見もあって、ちょっとどこまで具体的に盛り込めるかというのは今日の規制委員会の議論を見ながら、またその後規制庁への確認をしながら進めてまいりたいと思っております。なるべく3月といわず、先ほど野辺地町長さんも言われましたように、3月の半ばに県ができたのではみなさんが作成ができないというのは重々理解しているところでございまして、県と致しましても、どこまで本当に盛り込まなければいけないのかというのを国に確認しながら、2月中くらいにはひとつの目安として県の分はまとめないといけないのではないかと、それでも遅いとは思いますが、まずそういうふうに考えておりますので、その辺情報を得たい関係市町村さんにも情報提供しながら対応を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

**【議長】**

いずれにしても市町村さんのほうにご迷惑をかけないようにきちんと対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。他にございますでしょうか。どうぞ。

**【片桐委員】**

原子力機構の片桐ですが、現計画にもあって、それを修正案にも基本的に残されている部分として、緊急事態応急対策第3章の第2節に情報の収集連絡緊急時連絡体制及び通信の確保という節があるわけですが、すみません、資料4のほうでいきますと32ページ、その

第2節に(2)に原子力事業者から特定事象発生通報があった場合として4つ〇が書かれてありますが、ちょっと言葉尻を捉えているようで恐縮なんですけど、②と④については、原子力規制委員会はこうする、あと原子力保安検査官等国の職員はこうすると書かれていますけど、県の計画として県はこういう状況を踏まえて何をするのかというのを本当は地域防災計画の中できちんと書かれたほうがよろしいんじゃないかなと思うんですね。情報の収集というのは非常に災害対応時にキーになるものですから、実際に県がこういう形で動くんだ、またそれを受けて市町村も活動するんだということが何か明記するものがあるのであれば、ここは自立的にというか県の活動として表現をされたほうがよろしいんじゃないかなというふうに感じたところです。

あともう1点、ちょっとご説明にあったかどうか、資料でどこに記載されているか確認はできていないんですが、避難所に対して、避難された住民の方に対して情報を流すということでテレビとかラジオとか設置する、物の表現についてはあったのは承知しているんですが、実は避難所ではどういう情報がどういう形できちんと流されるのか、やはり避難された方は不安にあるわけですね。そうすると、そこに対して市町村になるのか県がダイレクトになるのかちょっとわかりませんが、きちんとした情報提供環境を作っていくんだと、メディアからの情報だけではなくて、行政の災害対応の責任としてそこをきちんと流していくんだということを、本当はどこかに書かれたほうがいいんだと思うんですが、ちょっとそれが今ここで呼べるのかがわからなかったものですから、もしそういうことが表現されている部分があるのであれば今の質問は取り消させていただきますけど、ちょっと事務局から教えていただければと思います。

#### 【議長】

ちょっと今お答えしにくいようですので、委員からお話がありました点は事務局においてこれから十分踏まえて検討させていただきたいと思います。他にございますでしょうか。よろしゅうございますか。もし後ほどでもお気づきの点等ございましたら、事務局のほうにお知らせをいただければきちんと対応させていただきたいと思います。もしなければ次に移りたいと思いますがよろしゅうございますか。

それでは次の案件とさせていただきます。事務局のほうから今後の進め方について説明をさせていただきます。お願いします。

#### 【事務局】

原子力安全対策課石井でございます。多大なご意見ありがとうございました。ご意見いただいた件、この後、先ほど部会長からありました通りだいぶ分厚くなってございますので、後にもしお気づきの点がございましたら当課担当までご連絡をいただければと思います。それらにつきましては、内部で検討させていただきます。先ほど野辺地町長さんとかいろいろご発言ありましたとおり、2月中くらいには何とか今回修正する部分をとりまとめたいと思っておりますので、次回の会合は2月中旬くらいを目途に開催できるよう準備を進めたいと考えております。日程につきましては日程調整、追ってご連絡させていただきたいと思いますが、その場で今回いただいた意見のできる限りの修正案、それから現在国が検討を進めており、できれば3月までに含めたいと考えている案件についてご提示させていただいて、再度ご審議いただければと考えておるところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 【議長】

今後の進め方について若干説明したところでございますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

以上、だいたい今日予定していた案件が終了致しました。特段何かご発言、ご希望があればお受けしたいと思いますがよろしゅうございますか。ないようですので、それでは本日は大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。貴重なご意見、ご指摘をいただいたと考えてございます。委員の皆様には本当にご協力ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひ申し上げまして本日の会議を終了させていただきます。

**【司会】**

以上をもちまして青森県防災会議原子力部会を閉会致します。本日はどうもありがとうございました。